

## 浜田地区広域行政組合事務分掌規則

平成9年3月31日

規則第4号

改正	平成11年3月31日	規則第1号	平成12年3月31日	規則第1号
	平成14年3月29日	規則第1号	平成14年10月8日	規則第9号
	平成15年3月3日	規則第1号	平成17年3月18日	規則第1号
	平成17年9月30日	規則第6号	平成17年11月15日	規則第15号
	平成18年3月6日	規則第1号	平成18年10月13日	規則第3号
	平成19年3月30日	規則第2号	平成21年11月18日	規則第2号
	平成24年3月30日	規則第1号	平成25年2月28日	規則第1号
	平成26年3月31日	規則第1号	平成30年3月5日	規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、管理者及び会計管理者の権限に属する事務の分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

（課及び係）

第2条 浜田地区広域行政組合事務局設置条例（平成9年浜田地区広域行政組合条例第7号）第2条に規定する浜田地区広域行政組合事務局（以下「事務局」という。）に次の課及び係を置く。

総務課

総務係、業務係

介護保険課

庶務係、資格賦課係、給付係、指導係、審査係

2 会計管理者の権限に属する会計事務及び管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の課及び係を置く。

会計課

会計係

（事務分掌）

第3条 課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

総務係

- (1) 条例及び規則等に関すること。
- (2) 告示及び伝達に関すること。
- (3) 議会に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 情報公開に関すること。
- (6) 個人情報保護に関すること。
- (7) 文書の收受、発送及び整理、保管に関すること。
- (8) 表彰及び儀式に関すること。
- (9) 職員の任免、給与、服務に関すること。
- (10) 職員の分限及び懲戒に関すること。
- (11) 職員の定数及び配置に関すること。
- (12) 職員の研修に関すること。
- (13) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
- (14) 議会の同意等を要する特別職の任免に関すること。
- (15) 島根県市町村職員共済組合に関すること。
- (16) 島根県市町村総合事務組合に関すること。
- (17) 公務災害に関すること。
- (18) 広域連携事業計画の策定及び事業実施に関すること。
- (19) 重要施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (20) 予算に関すること。
- (21) 財政状況の公表に関すること。
- (22) 資金収支計画及び一時借入金に関すること。
- (23) 市町村負担金に関すること。
- (24) 組合債に関すること。
- (25) 基金（基金の属する現金及び有価証券の出納及び保管を除く。）に関すること。
- (26) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (27) 入札及び契約に関すること。
- (28) 用度物品資材の調達及び検収に関すること。
- (29) 物品の出納及び保管に関すること。
- (30) その他広域行政に係る総合企画及び調整に関すること。
- (31) 課の庶務及び他の課に属さない業務に関すること。

業務係

- (1) ごみ処理施設の整備計画策定に関すること。
- (2) ごみ処理施設の建設に関すること。
- (3) 行政財産の取得及び管理に関すること。
- (4) 清掃手数料に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理計画及び実績に関すること。
- (6) ごみの処理に関すること。
- (7) ごみ処理施設の管理運営に関すること。
- (8) ごみ処理施設の保守及び取締りに関すること。
- (9) 省エネルギーの推進に関すること。

#### 介護保険課

##### 庶務係

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 保険財政に関すること。
- (3) 介護保険事業の企画調整に関すること。
- (4) 関係市との連絡調整に関すること。
- (5) 入札及び契約に関すること。
- (6) 地域支援事業に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

##### 資格賦課係

- (1) 被保険者の資格管理に関すること。
- (2) 保険料の賦課徴収に関すること。
- (3) 不納欠損に関すること。
- (4) 給付制限に関すること。
- (5) 介護保険システムに関すること。

##### 給付係

- (1) 保険給付に関すること。
- (2) 介護保険の事業者に関すること（次項に掲げるものを除く。）。

##### 指導係

- (1) 介護保険の事業者の指定及び更新等に関すること。
- (2) 指定事業者の指導及び監査に関すること。

##### 審査係

- (1) 要介護認定及び要支援認定事務に関すること。

- (2) 介護認定審査会に関すること。

#### 会計課

##### 会計係

- (1) 決算の調整に関すること。
- (2) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- (3) 公金の納入管理及び郵便振替に関すること。
- (4) 資金運用に関すること。
- (5) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (6) 基金の保管に関すること。
- (7) 小切手の振出しに関すること。
- (8) 歳入歳出外現金に関すること。
- (9) 現金、有価証券の利子及び配当に関すること。
- (10) 有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
- (11) 指定金融機関等に関すること。
- (12) 資金前渡金に関すること。
- (13) 公金総合保険に関すること
- (14) 出納員その他会計職員に関すること。
- (15) 調定票、収入票、支出票及び振替命令簿等の審査に関すること。
- (16) 支出負担行為に係る確認に関すること。
- (17) 債権者登録に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

##### （事務分掌の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、臨時又は重要若しくは急施を要する事務であつて、特に必要がある場合は別に委員を命じて調査、研究若しくは処理させることができる。

##### （職員）

第5条 事務局に事務局長を、課に課長を置く。

- 2 係に係長を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、課に所要の職員を置く。

##### （職務）

第6条 事務局長及び課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。

- 2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 3 前2項に定める以外の職員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

（事務分担）

第7条 課長は、所属職員の事務分担を定め、事務局長を経由して管理者に報告しなければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

- 2 前項の分担事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理を考慮しなければならない。

（関連事務の調整）

第8条 2以上の課に関連する事務は、関係の主たる課において分掌するものとする。

- 2 前項の事務で関係の主たる課が明らかでないものは、事務局長の定める課において分掌するものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月8日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月3日規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月6日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月13日規則第3号）

#### 第4編 行政通則（浜田地区広域行政組合事務分掌規則）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第1号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。